

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律・審判手続規則対照表

<p>(平成十五年七月十六日)</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 目的及び定義(第一条・第二条)</p> <p>第二節 裁判所(第三条-第十五条)</p> <p>第三節 指定医療機関(第十六条-第十八条)</p> <p>第四節 保護観察所(第十九条-第二十三条)</p> <p>第二章 審判</p> <p>第一節 通則(第二十四条-第三十二条)</p> <p>第二節 入院又は通院(第三十三条-第四十八条)</p> <p>第三節 退院又は入院継続(第四十九条-第五十三条)</p> <p>第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(第五十四条-第五十八条)</p> <p>第五節 再入院等(第五十九条-第六十三条)</p> <p>第六節 抗告(第六十四条-第七十三条)</p> <p>第七節 雑則(第七十四条-第八十条)</p> <p>第三章 医療</p> <p>第一節 医療の実施(第八十一条-第八十五条)</p> <p>第二節 精神保健指定医の必置等(第八十六条-第八十八条)</p> <p>第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置(第八十九条-第九十一条)</p> <p>第四節 入院者に関する措置(第九十二条-第一百一条)</p> <p>第五節 雑則(第一百二条・第一百三二条)</p> <p>第四章 地域社会における処遇</p> <p>第一節 処遇の実施計画(第一百四二条・第一百五二条)</p> <p>第二節 精神保健観察(第一百六二条・第一百七二条)</p> <p>第三節 連携等(第一百八二条・第一百九二条)</p> <p>第四節 報告等(第一百十二条・第一百十一二条)</p> <p>第五節 雑則(第一百十二二条・第一百十三二条)</p> <p>第五章 雑則(第一百四二条-第一百六二条)</p> <p>第六章 罰則(第一百七二条-第一百二十一二条)</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 目的及び定義</p> <p>(目的等)</p>	<p>(平成十六年八月九日)</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則</p> <p>第一章 総則(第一条-第十六条)</p> <p>第二章 審判</p> <p>第一節 通則(第十七条-第四十八条)</p> <p>第二節 入院又は通院(第四十九条-第七十条)</p> <p>第三節 退院又は入院継続(第七十一条-第七十六条)</p> <p>第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(第七十七条-第八十二条)</p> <p>第五節 再入院等(第八十三条-第八十八条)</p> <p>第六節 抗告(第八十九条-第一百一条)</p> <p>第七節 雑則(第一百二条・第一百三二条)</p> <p>第三章 連戻状(第一百四二条-第一百六二条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十</p>	<p>第一五四回閣第七九号</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(政府案)(修正された部分のみ抜粋)</p>
---	---	---

<p>第一条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。）を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。</p> <p>2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるよう努めなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。</p> <p>2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十八条から第一百条まで又は第一百十二条に規定する行為</p> <p>二 刑法第七十六条から第七十九条までに規定する行為</p> <p>三 刑法第九十九条、第二百二条又は第二百三条に規定する行為</p> <p>四 刑法第二百四条に規定する行為</p> <p>五 刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百四十三条（第二百三十六条又は第二百三十八条に係るものに限る。）に規定する行為</p> <p>3 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第三十九条第一項に規定する者（以下「心神喪失者」という。）又は同条第二項に規定する者（以下「心神耗弱者」という。）であることが認められた者</p> <p>二 対象行為について、刑法第三十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者</p> <p>4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。</p> <p>5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院（その</p>	<p>五年法律第百十号。以下「法」という。）による審判の手続等については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	
---	---	--

一部を指定した病院を含む。)をいう。

6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）又は薬局をいう。

第二節 裁判所

（管轄）

第三条 処遇事件（第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）は、対象者の住所、居所若しくは現在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

（移送）

第四条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもって、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

（手続の併合）

第五条 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもって、併合して審判しなければならない。

（精神保健審判員）

第六条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、**最高裁判所規則**で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下「精神保健判定医」という。）の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

（管轄）

第三条 処遇事件（第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）は、対象者の住所、居所若しくは現在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（精神保健判定医の名簿の通知・法第六条）

第二条 法第六条第二項の規定による精神保健判定医の名簿の送付があったときは、最高裁判所は、速やかに、その内容を各地方裁判所に通知しなければならない。

（精神保健審判員として任命すべき者の選任の取消し・法第六条）

第三条 地方裁判所は、精神保健審判員として任命すべき者に選任された者が法第七条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その選任を取り消さなければならない。

<p>3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 前号に該当する者を除くほか、医事に関し罪を犯し刑に処せられた者 三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者 <p>(解任)</p> <p>第八条 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったとき。 二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。 <p>(職権の独立)</p> <p>第九条 精神保健審判員は、独立してその職権を行</p>	<p>(精神保健審判員の解任・法第六条等)</p> <p>第四条 地方裁判所は、精神保健審判員が心身の故障その他の事由により職務の執行ができないと認めるときは、当該精神保健審判員を解任することができる。</p> <p>(地方裁判所への委任・法第六条等)</p> <p>第五条 前三条に定めるもののほか、精神保健審判員として任命すべき者の選任及び精神保健審判員の任命に関し必要な事項は、地方裁判所において定めることができる。</p> <p>(精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法第六条)</p> <p>第六条 精神保健審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、精神保健審判員が処遇事件の係属する裁判所又はこれと同一の場所にある他の裁判所で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、精神保健審判員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。</p> <p>(宣誓の方式・法第九条)</p> <p>第七条 精神保健審判員がする法第九条第二項</p>	
--	--	--

う。
2 精神保健審判員は、**最高裁判所規則**で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二十条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十条第二号中「被告人」とあるのは「対象者（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。）」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。）」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第七号中「第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八条第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

(合議制)

第十一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。
2 第四条第一項若しくは第二項、第五条、第四十条第一項若しくは第二項前段、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第五十一条第二項、第五十六条第二項又は第六十一条第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみです。呼出状若しくは同行状を発し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を囑託し、若し

の規定による宣誓は、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載した書面に署名押印して、これを当該精神保健審判員を任命した地方裁判所に提出することによって行うものとする。

(除斥・法第十条)

第八条 裁判官又は精神保健審判員の監督権を有する裁判所は、裁判官又は精神保健審判員が法第十条において準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二十条各号のいずれかに該当すると認めるときは、除斥の決定をしなければならない。

2 前項の決定をするには、当該裁判官又は精神保健審判員の意見を聴かななければならない。

3 当該裁判官は、第一項の決定に関与することができない。

4 裁判所が当該裁判官の退去により第一項の決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、当該決定をしなければならない。

5 第一項及び第二項の規定は、裁判所書記官について準用する。

(回避)

第九条 裁判官、精神保健審判員又は裁判所書記官は、職務の執行から除斥されるべきとき、又は審判の公正を妨げるべき事情があるときは、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができる。

(裁判官のみによる裁判又は処分・法第十一条)

第十条 次に掲げる裁判又は処分は、法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官のみです。

一 第二十九条第二項の規定により出頭を命ずること。

二 第三十条第一項の規定により呼出しをすること。

三 第三十七条において準用する刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第二十六条第一項の規定により付添人の数を制限すること。

四 第五十六条第一項の規定により付添人を

<p>くはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を囑託し、又は第二十四条第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。</p> <p>3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。</p> <p>(裁判官の権限)</p> <p>第十二条 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二条第一項及び第二項並びに第七十三条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。</p> <p>2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。</p> <p>(意見を述べる義務)</p> <p>第十三条 <u>裁判官は、前条第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。</u></p> <p>2 精神保健審判員は、前条第二項の評議において、<u>精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。</u></p> <p>(評決)</p> <p>第十四条 第十一条第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。</p> <p>(精神保健参与員)</p> <p>第十五条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。</p> <p>2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。</p> <p>3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。</p> <p>4 第六条第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。</p>	<p>選任するかどうかについて回答を求めること。</p> <p>(精神保健参与員として指定すべき者の欠格事由・法第十五条)</p> <p>第十一条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健参与員として指定すべき者に選任することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 禁錮こ以上の刑に処せられた者 二 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 三 第十三条第一項第二号の規定により精神保健参与員の指定を取り消された者 <p>(精神保健参与員として指定すべき者の選任の取消し・法第十五条)</p> <p>第十二条 地方裁判所は、精神保健参与員として指定すべき者に選任された者が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その選任を取り消さなければならない。</p>	<p>(意見を述べる義務)</p> <p>第十三条 精神保健審判員は、前条第二項の評議において、<u>その意見を述べなければならない。</u></p>
--	---	---

<p>第三節 指定医療機関</p> <p>(指定医療機関の指定)</p> <p>第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）が開設する病院であって厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。</p> <p>2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。</p> <p>(指定の辞退)</p> <p>第十七条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第十八条 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したときその他第八十一条第一項に規定する医療を行うについて不相当であると認められるに至ったときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。</p>	<p>(精神保健参与員の指定の取消し・法第十五条)</p> <p>第十三条 裁判所は、精神保健参与員が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>一 第十一条第一号又は第二号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 職務上の義務違反その他精神保健参与員たるに適しない非行があると認めるとき。</p> <p>2 裁判所は、精神保健参与員が心身の故障その他の事由により職務の執行ができないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(地方裁判所への委任・法第十五条)</p> <p>第十四条 前三条に定めるもののほか、精神保健参与員として指定すべき者の選任及び精神保健参与員の指定に関し必要な事項は、地方裁判所において定めることができる。</p> <p>(精神保健参与員の旅費、日当及び宿泊料・法第十五条)</p> <p>第十五条 第六条の規定は、精神保健参与員について準用する。</p>	
---	--	--

<p>第四節 保護観察所</p> <p>(事務)</p> <p>第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第三十八条（第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する生活環境の調査に関すること。</p> <p>二 第一百一条に規定する生活環境の調整に関すること。</p> <p>三 第百六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。</p> <p>四 第百八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。</p> <p>五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務</p> <p><u>(社会復帰調整官)</u></p> <p>第二十条 保護観察所に、<u>社会復帰調整官</u>を置く。</p> <p>2 <u>社会復帰調整官</u>は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。</p> <p>3 <u>社会復帰調整官</u>は、<u>精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものでなければならない。</u></p> <p>(管轄)</p> <p>第二十一条 第十九条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。</p> <p>一 第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所</p> <p>二 第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地（定まった住居を有しないときは、所在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。）を管轄する保護観察所</p> <p>(照会)</p> <p>第二十二条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>(資料提供の求め)</p>		<p><u>(精神保健観察官)</u></p> <p>第二十条 保護観察所に、<u>精神保健観察官</u>を置く。</p> <p>2 <u>精神保健観察官</u>は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、<u>精神保健観察官</u>に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
	(資料提供の求めの方式等・法第二十三条等)	

<p>第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>第二章 審判</p> <p>第一節 通則</p>	<p>第十六条 法第二十三条又は第九十条第一項の規定による資料の提供の求めは、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 対象者の氏名その他の対象者を特定するに足りる事項 二 提供を求める資料を特定するに足りる事項 三 資料の提供を求める理由 <p>2 裁判所は、前項の求めに応じて刑事事件に係る訴訟に関する書類を提供しようとするときは、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない。</p> <p>第二章 審判</p> <p>第一節 通則</p> <p>(裁判書)</p> <p>第十七条 裁判官及び精神保健審判員は、裁判をするときは、裁判書を作成し、これに記名押印しなければならない。合議体で決定をする場合において、裁判書に記名押印できない裁判官又は精神保健審判員があるときは、他の裁判官の一人（当該記名押印できない裁判官が裁判長以外の裁判官である場合は、裁判長）又は精神保健審判員が、その事由を付記して記名押印しなければならない。</p> <p>2 次に掲げる裁判を除く裁判の裁判書には、前項の規定により記名押印することに代えて押印することをもって足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 処遇事件を終局させる決定 二 <u>法第四条第一項及び第二項、第五条、第二十九条第一項、第三十四条第三項ただし書</u>（法第三十七条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十七条第五項前段、第四十条第二項前段、第四十一条第八項、第六十条第三項ただし書（法第六十二条第二項後段において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項、第六十二条第二項前段並びに第六十九条ただし書（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の決定 三 法第三十四条第一項前段及び第六十条第一項前段の命令 四 第五十一条第二項（第八十五条第一項において準用する場合を含む。）の命令及び第五十一条第三項（第五十七条、第八十五条第一項及び第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の決定 <p>3 裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 主文 	
--	--	--

	<p>二 理由</p> <p>三 裁判を受ける者の氏名</p> <p>四 裁判を受ける者の年齢、職業、住居及び本籍</p> <p>五 処遇事件を特定するに足りる事項</p> <p>4 次に掲げる裁判を除く裁判の裁判書には、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。</p> <p>一 処遇事件を終局させる決定</p> <p>二 法第三十四条第三項ただし書（法第三十七条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十七条第五項前段、第四十条第二項前段、第四十一条第八項、第六十条第三項ただし書（法第六十二条第二項後段において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項及び第六十二条第二項前段の決定</p> <p>三 法第三十四条第一項前段及び第六十条第一項前段の命令</p> <p>5 裁判書には、処遇事件の記録中の書類の記載を引用することができる。</p> <p>（裁判の告知等）</p> <p>第十八条 次に掲げる決定の告知は、審判期日における言渡し又は裁判書の謄本の送達によってしなければならない。ただし、この規則に特別の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>一 処遇事件を終局させる決定</p> <p>二 法第二十九条第一項、第三十四条第三項ただし書（法第三十七条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十七条第五項前段、第四十条第二項前段、第四十一条第八項、第六十条第三項ただし書（法第六十二条第二項後段において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項及び第六十二条第二項前段の決定</p> <p>三 第五十一条第三項（第五十七条、第八十五条第一項及び第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の決定</p> <p>2 次に掲げる命令の告知は、対象者の面前における言渡し又は裁判書の謄本の送達によってしなければならない。</p> <p>一 法第三十四条第一項前段及び第六十条第一項前段の命令</p> <p>二 第五十一条第二項（第八十五条第一項において準用する場合を含む。）の命令</p> <p>3 第一項各号に掲げる決定及び前項各号に掲げる命令を除く裁判の告知は、相当と認める方法によってするものとする。</p> <p>4 裁判を審判期日又は裁判を受ける者の面前において言い渡す場合において、相当と認めると</p>	
--	---	--

きは、前条第一項の規定にかかわらず、裁判所書記官に当該裁判を調書に記載させることにより、裁判書の作成に代えることができる。

5 裁判を裁判書の謄本の送達以外の方法により告知した場合には、裁判所書記官は、告知の方法、場所及び年月日を裁判書又は裁判を記載した調書に付記して押印しなければならない。

(裁判と同行状の執行指揮)

第十九条 法第三十四条第一項前段及び第三十七条第五項前段の裁判、この規則第五十一条第二項及び第三項(第五十七条において準用する場合を含む。)の裁判並びに同行状(検察官にその執行を囑託した場合に限る。)は、検察官の指揮によって執行する。

2 法第四十二条第一項第一号、第六十条第一項前段、第六十一条第一項第一号及び第六十二条第二項前段の裁判、この規則第八十五条第一項において準用する第五十一条第二項及び第三項の裁判、第八十七条第一項において準用する第五十一条第三項の裁判並びに同行状(検察官にその執行を囑託した場合を除く。)は、裁判長等(法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官又は裁判長をいう。以下同じ。)又は裁判官の指揮によって執行する。

3 前二項の指揮は、裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本又は同行状に押印して行うものとする。ただし、急速を要するときは、対象者の氏名及び年齢、裁判の主文及び年月日、裁判所並びに裁判官及び精神保健審判員(精神保健審判員にあつては、法第十一条第一項の合議体が裁判をした場合に限る。)の氏名を記載した書面に押印して行うことができる。

(陳述録取調書の作成)

第二十条 裁判長等又は裁判官は、対象者、保護者又は参考人の陳述の内容が審判上必要であると認めるときは、裁判所書記官に、調書を作成させなければならない。

2 前項の調書には、対象者、保護者又は参考人の陳述の要旨及び裁判長等又は裁判官が記載を命じた事項を記載するものとする。

(調書への引用)

第二十一条 調書には、書面、写真その他適当と認めるものを引用し、記録に添付して調書の一部とすることができる。

(医師等の指定及び変更の通知)

<p>(事実の取調べ)</p> <p>第二十四条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。</p> <p>2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員（精神保健審判員を除く。）にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。</p> <p>3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これをするができない。</p> <p>4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用する。</p> <p>5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を</p>	<p>第二十二條 指定医療機関の管理者又は保護観察所の長は、法第三十一条第五項及び第三十二条第二項並びにこの規則第四十条第一項の医師又は社会復帰調整官を指定したときは、書面をもって、その旨を裁判所に通知しなければならない。その通知の内容に変更が生じたときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十一条の規定により保護者となる市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が法第三十一条第六項及びこの規則第四十三条第二項の職員を指定した場合について準用する。</p> <p>(書類及び送達等)</p> <p>第二十三條 刑事訴訟法第一編第六章及び刑事訴訟規則第一編第六章の規定は、処遇事件の性質に反しない限り、処遇事件に関する書類及び送達について準用する。</p> <p>2 刑事訴訟規則第二百九十六条の規定は裁判所又は裁判官に対する申立てその他の申述について、同規則第二百九十八条の規定は処遇事件に関する書類の発送及び受理並びに処遇事件の関係人その他の者に対する通知について、それぞれ準用する。</p> <p>(事実の取調べの申出・法第二十四条)</p> <p>第二十四條 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができる。</p> <p>(鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等)</p> <p>第二十五條 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載して、鑑定人が署名押印しなければならない。</p> <p>2 鑑定人の宣誓は、前項の宣誓書を朗読する方式によるほか、当該宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により宣誓書を提出する方式によって宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。</p> <p>(鑑定の経過及び結果の報告期限・法第二十四条等)</p> <p>第二十六條 裁判所は、鑑定の経過及び結果を報告すべき期限を定めることができる。</p>	
---	---	--

<p>発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。</p> <p>(意見の陳述及び資料の提出)</p> <p>第二十五条 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。</p> <p>(呼出し及び同行)</p> <p>第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。</p> <p>2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。</p> <p>3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。</p>	<p>(証人尋問等・法第二十四条)</p> <p>第二十七条 刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用する。</p> <p>(呼出状の記載要件・法第二十六条)</p> <p>第二十八条 法第二十六条第一項の呼出状には、対象者の氏名、年齢及び住居、処遇事件について呼び出す旨、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは同行状を発することがある旨を記載し、裁判長等又は裁判官が記名押印しなければならない。</p> <p>2 審判期日に呼び出す場合における前項の呼出状には、前項に規定する事項のほか、心身の障害のため、又は正当な理由がなく審判期日に出席しないときは、対象者が出席しなくても審判を行うことがある旨を記載しなければならない。</p> <p>3 法第三十四条第二項本文(法第三十七条第五項後段において準用する場合を含む。)又は第六十条第二項本文(法第六十二条第二項後段において準用する場合を含む。)の手續に呼び出す場合における第一項の呼出状には、同項に規定する事項のほか、心身の障害のため、又は正当な理由がなく裁判官又は裁判所の面前に出頭しないときは、対象者に陳述の機会を与えることなく、法第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は法第三十七条第五項前段若しくは第六十二条第二項前段の決定をすることがある旨を記載しなければならない。</p> <p>(呼出状の送達等・法第二十六条)</p> <p>第二十九条 前条第一項の呼出状は、対象者に送達しなければならない。</p> <p>2 出頭した対象者に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、呼出状を送達した場合と同一の効力を有する。この場合においては、当該出頭を命じた旨を調書に記載しなければならない。</p>	
--	--	--

<p>(同行状の効力)</p> <p>第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内にその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があったときは、この限りでない。</p> <p>(同行状の執行)</p> <p>第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、</p>	<p>3 第一項の規定により送達をし、又は前項の規定により出頭を命じたときは、速やかに、その旨を付添人（付添人がない場合にあっては保護者）に通知しなければならない。</p> <p>4 法第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は法第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している対象者に対し、第一項の規定により送達をし、又は第二項前段の規定により出頭を命じたときは、速やかに、その旨を当該対象者が入院している医療施設の管理者に通知しなければならない。</p> <p>(簡易の呼出し)</p> <p>第三十条 処遇事件についての呼出しは、呼出状の送達以外の相当と認める方法によってすることができる。</p> <p>2 前条第四項の規定は、前項の規定により呼出しをした場合について準用する。</p> <p>(同行状の記載要件・法第二十六条)</p> <p>第三十一条 法第二十六条第二項及び第三項の同行状には、対象者の氏名、年齢及び住居、処遇事件名、同行すべき場所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず当該同行状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長等又は裁判官が記名押印しなければならない。</p> <p>2 法第二十六条第三項の同行状には、前項に規定する事項のほか、特に発付を必要とする理由を具体的に記載しなければならない。</p> <p>3 第一項の同行状の有効期間は、発付の日から七日とする。ただし、相当と認めるときは、七日を超える期間を定めることができる。</p> <p>(同行状の執行と執行後の処置・法第二十八条)</p> <p>第三十二条 前条第一項の同行状の執行を檢察官に囑託する場合には、当該同行状の原本を檢察</p>	
--	---	--

<p>必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。</p> <p>2 検察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。</p> <p>3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。</p> <p>4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。</p> <p>5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。</p> <p>6 同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。</p> <p>(出頭命令)</p> <p>第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出頭することを命ずることができる。</p> <p>2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出頭するときは、検察官にその護送を囑託するものとする。</p> <p>3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の護送について準用する。</p> <p>(付添人)</p>	<p>官に送付しなければならない。同項の同行状を保護観察所の職員に執行させる場合には、当該同行状の原本を保護観察所の長に送付しなければならない。</p> <p>2 前条第一項の同行状は、数通を発することができる。</p> <p>3 前条第一項の同行状を執行したときはこれに執行の場所及び年月日時を記載し、執行することができなかつたときはこれにその事由を記載して、記名押印しなければならない。</p> <p>4 前項の同行状は、これを発した裁判所又は裁判官に提出しなければならない。検察官にその執行を囑託した同行状については、検察官を経由してしなければならない。</p> <p>5 裁判所又は裁判官は、前項の同行状を受け取ったときは、執行することができなかつた場合を除き、裁判所書記官に引致された年月日時を当該同行状に記載させなければならない。</p> <p>(出頭命令・法第二十九条)</p> <p>第三十三条 裁判所は、法第二十九条第一項の決定をしたときは、速やかに、その旨を付添人(付添人がない場合にあっては保護者)及び対象者が入院している医療施設の管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 法第二十九条第二項の規定による護送の囑託は、同条第一項の決定の裁判書又は当該決定を記載した調書の謄本又は抄本を検察官に送付してしなければならない。</p> <p>(不出頭の場合の資料)</p> <p>第三十四条 対象者は、呼出しを受け、又は出頭を命ぜられた場合において、出頭することができないと思料するときは、速やかに、その理由を記載した書面及びその理由を明らかにすべき資料を裁判所又は裁判官に提出しなければならない。</p> <p>(付添人の選任・法第三十条)</p>	
--	--	--

<p>第三十条 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。</p> <p>2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。</p> <p>3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であって、<u>その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは</u>、職権で、弁護士である付添人を付することができる。</p> <p>4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。</p> <p>5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。</p>	<p>第三十五条 付添人の選任は、付添人と連署した書面を提出してしなければならない。</p> <p>2 付添人の選任は、審級ごとにしなければならない。</p> <p>(主任付添人等・法第三十条)</p> <p>第三十六条 刑事訴訟規則第十九条から第二十五条までの規定は、対象者に二以上の付添人がある場合について準用する。</p> <p>(付添人の数の制限・法第三十条)</p> <p>第三十七条 刑事訴訟規則第二十六条の規定は、法第三十条第二項の規定により付添人の数を制限する場合について準用する。</p> <p>(国選付添人の選任・法第三十条)</p> <p>第三十八条 法第三十条第三項の規定により裁判所が付すべき付添人は、裁判所の所在地にある弁護士の中から裁判長等がこれを選任しなければならない。ただし、裁判所の所在地に弁護士がないときその他やむを得ない事情があるときは、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域又はこれに隣接する他の地方裁判所の管轄区域内にある弁護士の中からこれを選任することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、抗告裁判所が付添人を付する場合であって、抗告審の審理のために特に必要があると認めるときは、裁判長は、原裁判所が付した付添人であった弁護士を選任することができる。</p> <p>3 前項の規定は、法第七十条第一項の抗告に関する手続において最高裁判所が付添人を付する場合について準用する。</p> <p>(付添人選任の通知・法第三十条)</p> <p>第三十九条 法第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は法第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している対象者については、法第三十条第一項の規定により付添人が選任されたときは、裁判所(法第十一条第一項の合議体による裁判所で審判すべき場合であって、精神保健審判員が任命されるまでの間においては、法第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条又は第五十九条第一項若しくは第二項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官)は、速やかに、その旨を当該対象者が入院している医療施設の管理者に通知しなければならない。</p>	<p>3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であって、<u>特に必要があると認めるときは</u>、職権で、弁護士である付添人を付することができる。</p>
---	--	---

<p>(審判期日)</p> <p>第三十一条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。</p> <p>2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。</p> <p>3 審判期日における審判は、公開しない。</p> <p>4 <u>審判期日における審判においては、精神障害者の精神障害の状態に応じ、必要な配慮をしなければならない。</u></p> <p>5 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する社会復帰調整官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。</p> <p>6 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）については、その指定する職員を含む。）及び付添人は、審判期日に出席することができる。</p> <p>7 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。</p> <p>8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。</p> <p>9 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。</p>	<p>2 裁判長等は、前項に規定する対象者について、前条の規定により付添人を選任したときは、速やかに、その旨を当該対象者が入院している医療施設の管理者に通知しなければならない。</p> <p>(審判の準備・法第三十一条)</p> <p>第四十条 裁判所は、適当と認めるときは、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師又は保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰調整官及び付添人を出頭させた上、審判の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。</p> <p>2 前項の打合せは、合議体の構成員（精神保健審判員を除く。）に行わせることができる。</p> <p>3 裁判所は、裁判所書記官に命じて、審判の進行に関し必要な事項について、検察官、指定入院医療機関の管理者、保護観察所の長又は付添人に問合せをさせることができる。</p> <p>(審判期日の指定及び通知・法第三十一条)</p> <p>第四十一条 審判期日は、裁判長等が定める。</p> <p>2 審判期日は、保護者及び付添人に通知しなければならない。</p> <p>(審判期日の列席者・法第三十一条)</p> <p>第四十二条 審判期日には、裁判官、精神保健審判員（法第十一条第一項の合議体が審判期日を開く場合に限る。）及び裁判所書記官が列席する。</p> <p>(対象者の任意の供述)</p> <p>第四十三条 裁判長等は、審判期日において、</p>	<p>4 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する精神保健観察官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。</p> <p>5 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）については、その指定する職員を含む。）及び付添人は、審判期日に出席することができる。</p> <p>6 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。</p> <p>7 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。</p> <p>8 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。</p>
---	--	---

対象者が任意に供述をする場合には、必要とする事項につき対象者の供述を求めることができる。

2 精神保健審判員、陪席の裁判官、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰調整官、保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長については、その指定する職員を含む。次条において同じ。）又は付添人は、裁判長等に告げて、前項の供述を求めることができる。

（審判調書）

第四十四条 審判期日における手続については、審判調書を作成する。

2 審判調書には、次に掲げる事項その他審判に関する重要な事項を記載するものとする。

一 審判をした裁判所、年月日及び場所

二 処遇事件名及び対象者の氏名

三 列席した裁判官、精神保健審判員（法第四十一条第七項の規定により出席した場合を含む。）及び裁判所書記官並びに出席した精神保健参与員、検察官、指定医療機関の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する社会復帰調整官の氏名

四 出席した対象者、保護者及び付添人の氏名

五 検察官、指定医療機関の管理者又はその指定する医師、保護観察所の長又はその指定する社会復帰調整官、保護者及び付添人の陳述の要旨

六 対象者の陳述の要旨

七 証人、鑑定人、通訳人、翻訳人及び参考人の供述の要旨

八 裁判その他の処分をしたこと。

九 裁判長等が記載を命じた事項

3 裁判所書記官は、裁判長等の許可があるときは、審判調書の作成又は前項第一号から第八号までに掲げる記載事項の一部を省略することができる。ただし、法第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条第一項の抗告があった場合並びにこれらの抗告の手続における審判調書については、この限りでない。

（審判調書の記名押印及び認印）

第四十五条 審判調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長等が認印しなければならない。

2 法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官がその事由を付記して記名押印しなければならない。

<p>(記録等の閲覧又は謄写)</p> <p>第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する<u>社会復帰調整官</u>又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあった後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。</p> <p>第二節 入院又は通院</p> <p>(検察官による申立て)</p> <p>第三十三条 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二条第三項第二号に規定する確定裁判があったときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対</p>	<p>3 裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人がその事由を付記して認印しなければならない。ただし、いずれの裁判官にも差し支えがあるときは、裁判所書記官がその事由を付記して記名押印すれば足りる。</p> <p>4 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長等がその事由を付記して認印すれば足りる。</p> <p>(適正な審判のための措置等)</p> <p>第四十六条 裁判長等は、審判期日において、適正な審判をするため必要があると認めるときは、発言を制止し、対象者以外の者を退席させ、又はその他の適当な措置を講ずることができる。</p> <p>2 裁判長等は、対象者の精神障害の状態を考慮し、必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者又はその指定する医師の協力を求めることその他の当該精神障害の状態に応じた適当な措置を講ずることができる。</p> <p>(記録等の閲覧又は謄写・法第三十二条)</p> <p>第四十七条 裁判長等は、処遇事件の記録又は証拠物の閲覧又は謄写について、その日時、場所及び時間を指定することができる。</p> <p>2 裁判長等は、処遇事件の記録又は証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員を閲覧若しくは謄写に立ち合わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。</p> <p>(検察官の意見の聴取・法第三十二条)</p> <p>第四十八条 裁判所は、刑事事件に係る訴訟に関する書類について、法第三十二条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない。</p> <p>第二節 入院又は通院</p> <p>(申立ての方式・法第三十三条)</p> <p>第四十九条 法第三十三条第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>一 対象者の氏名、年齢、職業、住居及び本籍</p> <p>二 対象者が法第二条第三項に該当するとす</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する<u>精神保健観察官</u>又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあった後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。</p> <p>(検察官による申立て)</p> <p>第三十三条 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二条第三項第二号に規定する確定裁判</p>
---	---	---

<p>象者について、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかでない</u>と認める場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなる時、又は新たに収容される時は、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であって出国したときも、同様とする。</p> <p>3 検察官は、刑法第二百四条に規定する行為を行った対象者については、傷害が軽い場合であって、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てをしないことができる。ただし、他の対象行為をも行った者については、この限りでない。</p> <p>(鑑定入院命令)</p> <p>第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかでない</u>と認める場合を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間在院させる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。</p> <p>2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第二条第三項に該当するとされる理由の要旨及び前条第一項の申立てがあったことを告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が</p>	<p>る理由の要旨</p> <p>三 法第三十四条第一項前段の命令により対象者を入院させるべき医療施設の名称、所在地及び管理者の氏名</p> <p>四 対象者に対する他の処遇事件があるときは、その旨及び当該他の処遇事件が係属する裁判所</p> <p>五 保護者の氏名及び住居(保護者が判明しない場合は、後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者の氏名及び住居)</p> <p>(申立ての通知・法第三十三条)</p> <p>第五十条 法第三十三条第一項の申立てがあったときは、これを受けた地方裁判所の裁判官は、速やかに、その旨を対象者及び付添人(付添人がない場合にあっては保護者)に通知しなければならない。</p> <p>(鑑定入院命令・法第三十四条)</p> <p>第五十一条 法第三十四条第一項前段の命令においては、対象者を入院させるべき医療施設を指定しなければならない。</p> <p>2 法第三十三条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、命令をもって、前項の規定による指定を変更することができる。ただし、精神保健審判員が任命された後においては、この限りでない。</p> <p>3 裁判所は、必要があると認めるときは、決定をもって、第一項の規定による指定を変更することができる。</p> <p>4 法第三十四条第四項及び第五項の規定は、第二項の命令及び前項(第五十七条において準用する場合を含む。)の決定について準用する。</p> <p>(鑑定入院命令に関する通知・法第三十四条)</p> <p>第五十二条 法第三十四条第一項前段の命令、同条第三項ただし書の決定、前条第二項の命令及び同条第三項の決定をしたときは、速やかに、その旨を付添人及び保護者に通知しなければならない。</p> <p>2 法第三十四条第三項ただし書の決定をした</p>	<p>があったときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、<u>継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれが明らかでない</u>と認める場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。</p> <p>(鑑定入院命令)</p> <p>第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、<u>継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれが明らかでない</u>と認める場合を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間在院させる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。</p>
--	---	---

<p>執行された日から起算して二月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。</p> <p>4 裁判官は、検察官に第一項の命令の執行を囑託するものとする。</p> <p>5 第二十八条第二項、第三項及び第六項並びに第二十九条第三項の規定は、前項の命令の執行について準用する。</p> <p>6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができる。</p> <p>(必要的付添人)</p> <p>第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合において、対象者に付添人がないとき</p>	<p>ときは、速やかに、その旨を対象者が入院している医療施設の管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 法第三十四条第一項前段の命令を取り消し、若しくはその執行を停止したとき、又は法第三十四条第三項ただし書の決定を取り消し、若しくはその執行を停止したときも、前項と同様とする。</p> <p>(裁判所書記官の立会い及び調書の作成・法第三十四条)</p> <p>第五十三条 法第三十四条第二項本文の手続には、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。</p> <p>2 裁判所書記官は、前項に規定する手続について、調書を作らなければならない。</p> <p>3 前項の調書には、対象者の陳述の要旨及び裁判官が記載を命じた事項を記載するものとする。</p> <p>4 第二項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判官が認印しなければならない。</p> <p>5 裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官がその事由を付記して記名押印しなければならない。</p> <p>6 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判官がその事由を付記して認印すれば足りる。</p> <p>(鑑定入院命令等の執行と執行後の処置・法第三十四条)</p> <p>第五十四条 法第三十四条第一項前段の命令、この規則第五十一条第二項の命令又は同条第三項の決定は、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を検察官に送付してその執行を囑託しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する命令又は決定を執行したときは執行の場所及び年月日時を記載した書面を、執行することができなかつたときはその事由を記載した書面を、執行を指揮した検察官を経由して、当該命令又は決定をした裁判官又は裁判所に提出しなければならない。</p> <p>(入院費等の支払・法第三十四条)</p> <p>第五十五条 裁判所は、法第三十四条第一項前段の命令が執行された場合には、医療施設の管理者の請求により、入院に要した費用及び精神障害の治療に要した費用を支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定により支払うべき費用の額は、裁判所の相当と認めるところによる。</p> <p>(付添人の選任に関する処分・法第三十五条)</p> <p>第五十六条 裁判所は、法第三十三条第一項の申立てがあった場合において、対象者に付添人が</p>	
--	---	--

<p>は、付添人を付さなければならない。</p> <p>(精神保健参与員の関与)</p> <p>第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(対象者の鑑定)</p> <p>第三十七条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該必要が明らかでないとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の鑑定を行うに当たっては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づき、この法律による入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。</p> <p>4 裁判所は、第一項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たって留意すべき事項を示すことができる。</p> <p>5 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。第三十四条第二項から第五項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>(保護観察所による生活環境の調査)</p>	<p>ないときは、遅滞なく、対象者及び保護者に対し、一定の期間を定めて、付添人を選任するかどうかについて回答を求めなければならない。</p> <p>2 前項の期間内に回答がなく又は付添人の選任がないときは、法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官は、直ちに対象者のため付添人を選任しなければならない。</p> <p>3 第一項の処分は、法第三十四条第二項本文の手続を行う裁判官がすることもできる。</p> <p>(鑑定入院決定・法第三十七条)</p> <p>第五十七条 第五十一条第一項及び第三項並びに第五十二条から第五十五条までの規定は、法第三十七条第五項前段の決定について準用する。この場合において、第五十二条第一項中「法第三十四条第一項前段の命令、同条第三項ただし書の決定、前条第二項の命令及び同条第三項の決定」とあるのは「法第三十七条第五項前段及び同項後段において準用する法第三十四条第三項ただし書の決定並びに第五十七条において準用する前条第三項の決定」と、同条第二項及び第三項中「法第三十四条第三項ただし書」とあるのは「法第三十七条第五項後段において準用する法第三十四条第一項前段の命令」とあるのは「法第三十七条第五項前段の決定」と、第五十三条第一項中「法第三十四条第二項本文」とあるのは「法第三十七条第五項後段において準用する法第三十四条第二項本文」と、同条第三項から第六項までの規定中「裁判官」とあるのは「法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官」と、第五十四条第一項中「法第三十四条第一項前段の命令、この規則第五十一条第二項の命令又は同条第三項の決定」とあるのは「法第三十七条第五項前段の決定及び第五十七条において準用する第五十一条第三項の決定」と読み替えるものとする。</p>	<p>(対象者の鑑定)</p> <p>第三十七条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該おそれが明らかでないとする場合は、この限りでない。</p> <p>3 第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づく入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。</p>
--	---	---

<p>第三十八条 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。</p> <p>(審判期日の開催)</p> <p>第三十九条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合は、審判期日を開かなければならない。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。</p> <p>2 検察官は、審判期日に出席しなければならない。</p> <p>3 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを説明した上、当該対象者が第二条第三項に該当するとされる理由の要旨及び第三十三条第一項の申立てがあったことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。ただし、第三十一条第八項ただし書に規定する場合における対象者については、この限りでない。</p> <p>(申立ての却下等)</p> <p>第四十条 裁判所は、第二条第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあった場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもって、申立てを却下しなければならない。</p> <p>一 対象行為を行ったと認められない場合</p> <p>二 心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもない と認める場合</p> <p>2 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。</p> <p>(対象行為の存否についての審理の特則)</p> <p>第四十一条 裁判所は、第二条第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前条第一項第一号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。</p> <p>2 前項の合議体は、裁判所法第二十六条第二項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、</p>	<p>(審判期日の通知・法第三十九条)</p> <p>第五十九条 法第十一条第一項の合議体による裁判所が開く審判期日(法第三十三条第一項の申立てに係るものに限る。)は、検察官に通知しなければならない。</p> <p>(医療施設の管理者への通知等・法第四十条)</p> <p>第六十条 裁判所は、法第三十四条第一項前段の命令又は法第三十七条第五項前段の決定により入院している対象者に対し、法第四十条第一項の決定をしたときは、速やかに、その旨を当該対象者が入院している医療施設の管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた医療施設の管理者は、対象者を退院させなければならない。</p> <p>(検察官の通知・法第四十条)</p> <p>第六十一条 法第四十条第二項後段の規定による検察官の通知は、書面でしなければならない。</p> <p>(審判期日の通知・法第四十一条)</p> <p>第六十二条 第五十九条の規定は、法第四十一条第一項の合議体による裁判所が開く審判期日について準用する。</p>	
--	---	--

<p>当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることができる。</p> <p>3 第一項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に関し、処遇事件の係属する裁判所と同一の権限を有する。</p> <p>4 処遇事件の係属する裁判所は、第一項の合議体による裁判所の審理が行われている間においても、審判を行うことができる。ただし、処遇事件を終局させる決定（次条第二項の決定を除く。）を行うことができない。</p> <p>5 第一項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、審判期日を開かなければならない。この場合において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。</p> <p>6 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の審判期日について準用する。</p> <p>7 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第五項の審判期日に出席することができる。</p> <p>8 第一項の合議体による裁判所は、前条第一項第一号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならない。</p> <p>9 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。</p> <p>（入院等の決定）</p> <p>第四十二条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。</p> <p>一 <u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合</u> 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定</p> <p>二 <u>前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場</u></p>	<p>（決定の告知方法・法第四十二条）</p> <p>第六十三条 対象者に対する法第四十二条第一項第一号の決定の告知は、裁判書の謄本を厚生労働省の職員を介して対象者に交付する方法によってすることができる。</p> <p>2 対象者に対する法第四十二条第一項第二号の決定の告知は、裁判書の謄本を社会復帰調整官を介して対象者に交付する方法によってすることができる。</p> <p>3 前二項の規定により告知をする場合において、対象者が正当な理由がなく裁判書の謄本の交付を受けることを拒んだときは、対象者にこれを提示すれば足りる。</p> <p>4 前三項の規定により告知をしたときは告知の方法、場所及び年月日を記載した書面を、告知をすることができなかつたときはその事由を記載した書面を、法第四十二条第一項第一号又は第二号の決定をした裁判所に提出しなければならない。</p> <p>（厚生労働大臣への通知等・法第四十二条）</p> <p>第六十四条 裁判所は、法第四十二条第一項の決定をしたときは、速やかに、その旨を厚生労働</p>	<p>（入院等の決定）</p> <p>第四十二条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。</p> <p>一 <u>入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合</u> 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定</p> <p>二 <u>前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害</u></p>
---	---	--

<p>合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定</p> <p>三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定</p> <p>2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。</p> <p>(入院等)</p> <p>第四十三条 前条第一項第一号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。</p> <p>2 前条第一項第二号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前条第一項第一号又は第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関又は入院によらない医療を受けるべき指定通院医療機関（病院又は診療所に限る。次項並びに第五十四条第一項及び第二項、第五十六条、第五十九条、第六十一条並びに第一百条において同じ。）を定め、その名称及び所在地を、当該決定を受けた者及びその保護者並びに当該決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合は、変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関の名称及び所在地を、当該変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関において医療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変更前の居住地を管轄する保護観察所の長に</p>	<p>大臣に通知しなければならない。</p> <p>2 裁判所は、法第四十二条第一項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該決定の予定日を厚生労働大臣に通知することができる。</p> <p>3 裁判所は、法第四十二条第一項第二号の決定をしたときは、速やかに、その旨を保護観察所の長に通知しなければならない。</p> <p>4 第六十条の規定は、法第三十四条第一項前段の命令又は法第三十七条第五項前段の決定により入院している対象者に対し、法第四十二条の決定をした場合について準用する。</p> <p>(資料提供の求め・法第四十三条)</p> <p>第六十五条 厚生労働大臣は、法第四十三条第三項の規定により指定入院医療機関又は指定通院医療機関を定めるため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、法第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>2 第十六条の規定は、前項の規定による資料の提供の求めについて準用する。</p>	<p><u>のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合</u> 入院によらない医療を受けさせる旨の決定</p> <p>三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定</p> <p>2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。</p>
---	---	--

<p>通知しなければならない。</p> <p>(通院期間)</p> <p>第四十四条 第四十二条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間は、当該決定があった日から起算して三年間とする。ただし、裁判所は、通じて二年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。</p> <p>(決定の執行)</p> <p>第四十五条 裁判所は、厚生労働省の職員に第四十二条第一項第一号の決定を執行させるものとする。</p> <p>2 第二十八条第六項及び第二十九条第三項の規定は、前項の決定の執行について準用する。</p> <p>3 裁判所は、第四十二条第一項第一号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象者に対し、呼出状を発することができる。</p> <p>4 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。</p> <p>5 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第三項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。</p> <p>6 第二十八条の規定は、前二項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を囑託することができる」と読み替えるものとする。</p>	<p>(決定の執行等・法第四十五条)</p> <p>第六十六条 裁判所は、法第四十二条第一項第一号の決定を執行させるため、裁判書若しくは決定を記載した調書の謄本若しくは抄本又は対象者の氏名及び年齢、決定の主文及び年月日、裁判所並びに裁判官及び精神保健審判員の氏名を記載した書面を厚生労働大臣に送付しなければならない。</p> <p>2 法第四十二条第一項第一号の決定を執行したときは執行の場所及び年月日時並びに対象者を入院させた指定入院医療機関の名称、所在地及び管理者の氏名を記載した書面を、執行することができなかったときはその事由を記載した書面を、当該決定をした裁判所に提出しなければならない。</p> <p>(呼出状の記載要件等・法第四十五条)</p> <p>第六十七条 法第四十五条第三項の呼出状には、対象者の氏名、年齢及び住居、法第四十二条第一項第一号の決定の執行のために呼び出す旨、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは同行状を発することがある旨を記載し、法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官が記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の呼出状は、対象者に送達しなければならない。</p> <p>3 裁判所は、前項の規定により送達をしたときは、速やかに、その旨を付添人（付添人がない場合にあつては保護者）に通知しなければならない。</p> <p>(同行状の記載要件と執行・法第四十五条)</p> <p>第六十八条 法第四十五条第四項及び第五項の同行状には、対象者の氏名、年齢及び住居、法第四十二条第一項第一号の決定の執行のために同行する旨、同行すべき場所並びに発付の年月日を記載し、法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官が記名押印しなければならない。</p> <p>2 第三十二条第一項前段及び第二項から第五</p>	
---	--	--

<p>(決定の効力)</p> <p>第四十六条 第四十条第一項の規定により申立てを却下する決定(同項第一号に該当する場合に限る。)又は第四十二条第一項の決定が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起し、又は当該決定に係る対象行為に関し再び第三十三条第一項の申立てをすることができない。</p> <p>2 第四十条第一項の規定により申立てを却下する決定(同項第二号に該当する場合に限る。)が確定したときは、当該決定に係る対象行為に関し、再び第三十三条第一項の申立てをすることができない。ただし、当該対象行為について、第二条第三項第二号に規定する裁判が確定するに至った場合は、この限りでない。</p> <p>(被害者等の傍聴)</p> <p>第四十七条 裁判所(第四十一条第一項の合議体による裁判所を含む。)は、この節に規定する審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができる。</p> <p>2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。</p> <p>(被害者等に対する通知)</p> <p>第四十八条 裁判所は、第四十条第一項又は第四十二条の決定をした場合において、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそれがあり相当でない認められるものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 対象者の氏名及び住居 二 決定の年月日、主文及び理由の要旨 	<p>項までの規定は、前項の同行状について準用する。</p> <p>(傍聴の申出の際に明らかにすべき事項等・法第四十七条)</p> <p>第六十九条 法第四十七条第一項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申出人の氏名又は名称及び住居 二 当該申出に係る処遇事件を特定するに足る事項 三 申出人が傍聴を求める処遇事件に係る対象行為の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。)であることの基礎となるべき事実 <p>2 前項の申出については、弁護士でなければ代理人となることができない。</p> <p>(通知の申出の際に明らかにすべき事項等・法第四十八条)</p> <p>第七十条 前条第一項の規定は、法第四十八条第一項の申出について準用する。</p> <p>2 前項の申出及び法第四十八条第一項の規定による通知の受領については、弁護士でなければ代理人となることができない。</p>
---	---

<p>2 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。</p> <p>3 前条第二項の規定は、第一項の規定により通知を受けた者について準用する。</p> <p>第三節 退院又は入院継続</p> <p>(指定入院医療機関の管理者による申立て)</p> <p>第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七条第二項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。</u></p> <p>2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの。次項において同じ。）があった日から起算して六月が経過</u></p>	<p>第三節 退院又は入院継続</p> <p>(申立ての方式・法第四十九条)</p> <p>第七十一条 法第四十九条第一項又は第二項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>一 対象者の氏名、年齢、職業、住居及び本籍</p> <p>二 対象者に対する他の処遇事件があるときは、その旨及び当該他の処遇事件が係属する裁判所</p> <p>三 保護者の氏名及び住居（保護者が判明しない場合は、後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者の氏名及び住居）</p> <p>四 対象者について法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があった日及び当該決定をした裁判所</p> <p>五 対象者について法第五十一条第一項第一号の決定があるときは、当該決定（これが複数あるときは、その最後のものをいう。以下この号において同じ。）があった日及び当該決定をした裁判所</p> <p>六 法第四十九条第二項ただし書に規定する期間の進行の停止があったときは、その旨</p> <p>七 申立ての趣旨及び理由</p> <p>(申立ての通知・法第四十九条)</p> <p>第七十二条 法第四十九条第一項又は第二項の申立てがあったときは、これを受けた地方裁判所の裁判官は、速やかに、その旨を対象者及び付添人（付添人がない場合にあっては保護者）に通知しなければならない。</p>	<p>(指定入院医療機関の管理者による申立て)</p> <p>第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七条第二項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、<u>入院を継続して医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなった場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。</u></p> <p>2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、<u>入院を継続して医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を</u></p>
--	---	---

<p>する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない。ただし、その者が指定入院医療機関から無断で退去した日（第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。）の翌日から連れ戻される日の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる日の前日までの間並びに第百条第三項後段の規定によりその者に対する医療を行わない間は、当該期間の進行は停止するものとする。</p> <p>3 指定入院医療機関は、前二項の申立てをした場合は、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があった日から起算して六月が経過した後も、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、その者の入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。</p>	<p>（申立ての方式・法第五十条）</p> <p>第七十三条 法第五十条の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>一 第七十一条第一号から第五号までに掲げる事項</p>	<p>行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの。次項において同じ。）があった日から起算して六月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない。ただし、その者が指定入院医療機関から無断で退去した日（第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。）の翌日から連れ戻される日の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる日の前日までの間並びに第百条第三項後段の規定によりその者に対する医療を行わない間は、当該期間の進行は停止するものとする。</p> <p>3 指定入院医療機関は、前二項の申立てをした場合は、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があった日から起算して六月が経過した後も、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、その者の入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。</p>
---	---	--

<p>(退院の許可等の申立て)</p> <p>第五十条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。</p> <p>(退院の許可又は入院継続の確認の決定)</p> <p>第五十一条 裁判所は、第四十九条第一項若しくは第二項又は前条の申立てがあった場合は、指定入院医療機関の管理者の意見(次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、かつ、対象者の生活環境(次条の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。</p> <p>一 <u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院を継続させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合</u>退院の許可の申立て若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定</p> <p>二 前号の場合を除き、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うこ</u></p>	<p>二 対象者が入院している指定入院医療機関の名称</p> <p>三 申立ての趣旨及び理由 (申立ての通知・法第五十条)</p> <p>第七十四条 法第五十条の申立てがあったときは、これを受けた地方裁判所の裁判官は、速やかに、その旨を指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。</p> <p>(決定の告知方法等・法第五十一条)</p> <p>第七十五条 第六十三条第二項から第四項まで及び第六十四条第三項の規定は法第五十一条第一項第二号の決定について、第六十四条第一項及び第二項の規定は法第五十一条第一項各号の決定について、それぞれ準用する。</p> <p>2 第六十五条の規定は、法第五十一条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により指定通院医療機関を定める場合について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第三十七条第一項」とあるのは、「法第五十二条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(退院の許可等の申立て)</p> <p>第五十条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。</p> <p><u>2 前項に規定する者は、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定(これらが複数あるときは、その最後のもの)があった日から三月が経過する日までは、前項の申立てをすることができない。</u></p> <p>一 <u>入院を継続させて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合</u> 退院の許可の申立て若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定</p> <p>二 前号の場合を除き、<u>継続的な医療を行わなければ</u></p>
--	--	---

<p>となく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定</p> <p>三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定</p> <p>2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。</p> <p>3 第四十三条第二項から第四項までの規定は、第一項第二号の決定を受けた者について準用する。</p> <p>4 第四十四条の規定は、第一項第二号の決定について準用する。</p> <p>(対象者の鑑定)</p> <p>第五十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。</p> <p>第四節 処遇の終了又は通院期間の延長</p> <p>(保護観察所の長による申立て)</p> <p>第五十四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協</u></p>	<p>(保護観察所による生活環境の調査・法第五十三条)</p> <p>第七十六条 第五十八条の規定は、法第五十三条において準用する法第三十八条の規定による調査及び報告について準用する。</p> <p>第四節 処遇の終了又は通院期間の延長</p> <p>(申立ての方式・法第五十四条)</p> <p>第七十七条 法第五十四条第一項又は第二項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p> <p>一 対象者の氏名、年齢、職業、住居及び本籍</p> <p>二 対象者が通院している指定通院医療機関の名称、所在地及び管理者の氏名</p> <p>三 対象者に対する他の処遇事件があるときは、その旨及び当該他の処遇事件が係属する裁判</p>	<p><u>心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定</u></p> <p>(対象者の鑑定)</p> <p>第五十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために<u>再び対象行為を行うおそれの有無</u>について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>(保護観察所の長による申立て)</p> <p>第五十四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、<u>継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精</u></p>
--	--	---

<p>議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。</p> <p>2 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。</u></p> <p>3 指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前二項の申立てがあった場合は、当該決定により入院によらない医療を行う期間が満了した後も、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、当該決定を受けた者に対して医療及び精神保健観察を行うことができる。</p> <p>(処遇の終了の申立て)</p> <p>第五十五条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。</p>	<p>所</p> <p>四 保護者の氏名及び住居(保護者が判明しない場合は、後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者の氏名及び住居)</p> <p>五 対象者について法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があった日及び当該決定をした裁判所</p> <p>六 対象者について法第五十六条第一項第一号又は第六十一条第三項の決定があるときは、当該決定(これらが複数あるときは、その最後のものをいう。以下この号において同じ。)があった日及び当該決定をした裁判所</p> <p>七 申立ての趣旨及び理由</p> <p>(申立ての通知・法第五十四条)</p> <p>第七十八条 法第五十四条第一項又は第二項の申立てがあったときは、これを受けた地方裁判所の裁判官は、速やかに、その旨を対象者及び付添人(付添人がない場合にあっては保護者)に通知しなければならない。</p> <p>(申立ての方式・法第五十五条)</p> <p>第七十九条 法第五十五条の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p> <p>一 第七十七条第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項</p> <p>二 対象者が通院している指定通院医療機関の名称</p> <p>三 対象者に対して精神保健観察を実施している保護観察所</p> <p>四 申立ての趣旨及び理由</p> <p>(保護観察所の長への通知・法第五十五条)</p> <p>第八十条 法第五十五条の申立てがあったとき</p>	<p>神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。</p> <p>2 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、<u>当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければならない</u>ば心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。</p> <p>(処遇の終了の申立て)</p> <p>第五十五条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。</p> <p><u>2 前項に規定する者は、第四十二条第一項第二号、第五十一条第一項第二号、次条第</u></p>
---	--	---

<p>(処遇の終了又は通院期間の延長の決定)</p> <p>第五十六条 裁判所は、第五十四条第一項若しくは第二項又は前条の申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。</p> <p>一 <u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合</u> この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定</p> <p>二 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定</p> <p>2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。</p> <p>3 裁判所は、第一項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。</p> <p>(対象者の鑑定)</p> <p>第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否か</u>について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項及び第四項の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>は、これを受けた地方裁判所の裁判官は、速やかに、その旨を保護観察所の長に通知しなければならない。</p> <p>(厚生労働大臣への通知・法第五十六条)</p> <p>第八十一条 第六十四条第一項の規定は、法第五十六条第一項の決定について準用する。</p>	<p><u>一 項第一号又は第六十一条第一項第二号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの）があった日から六月が経過する日までは、前項の申立てをすることができない。</u></p> <p>一 <u>継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合</u> この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定</p> <p>(対象者の鑑定)</p> <p>第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び<u>継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無</u>について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項及び第四項の規定は、この場合について準用する。</p>
---	--	--

<p>(準用)</p> <p>第五十八条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。</p> <p>第五節 再入院等</p> <p>(保護観察所の長による申立て)</p> <p>第五十九条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認めるに至った場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。</u>この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。</p> <p>2 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、第四十三条第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反し又は第七十七条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないことができる。</p> <p>3 第五十四条第三項の規定は、前二項の規定による申立てがあった場合について準用する。</p> <p>(鑑定入院命令)</p> <p>第六十条 前条第一項又は第二項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二項の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、</p>	<p>(保護観察所による生活環境の調査・法第五十八条)</p> <p>第八十二条 第五十八条の規定は、法第五十八条において準用する法第三十八条の規定による調査及び報告について準用する。</p> <p>第五節 再入院等</p> <p>(申立ての方式・法第五十九条)</p> <p>第八十三条 法第五十九条第一項又は第二項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 対象者の氏名、年齢、職業、住居及び本籍 二 対象者が通院している指定通院医療機関の名称、所在地及び管理者の氏名 三 対象者に対する他の処遇事件があるときは、その旨及び当該他の処遇事件が係属する裁判所 四 保護者の氏名及び住居(保護者が判明しない場合は、後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者の氏名及び住居) 五 対象者について法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があった日及び当該決定をした裁判所 六 対象者について法第五十六条第一項第一号又は第六十一条第三項の決定があるときは、当該決定(これらが複数あるときは、その最後のものをいう。以下この号において同じ。)があった日及び当該決定をした裁判所 七 法第五十九条第二項ただし書の規定により同条第一項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないときは、緊急を要する理由 八 申立ての趣旨及び理由 <p>(申立ての通知・法第五十九条)</p> <p>第八十四条 法第五十九条第一項又は第二項の申立てがあったときは、これを受けた地方裁判所の裁判官は、速やかに、その旨を対象者及び付添人(付添人がない場合にあっては保護者)に通知しなければならない。</p> <p>(鑑定入院命令・法第六十条)</p> <p>第八十五条 第五十一条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定は、法第六十条第一項前段の命令について準用する。この場合において、第五十一条第二項中「法第三十三条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、第五十二条第一項中「法第</p>	<p>(保護観察所の長による申立て)第五十九条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、<u>入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至った場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。</u>この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。</p>
---	---	---

<p>裁判所と同一の権限を有する。</p> <p>2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第一項又は第二項の規定による申立ての理由の要旨を告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して一月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。</p> <p>4 第二十八条第六項、第二十九条第三項及び第三十四条第四項の規定は、第一項の命令の執行について準用する。この場合において、第三十四条第四項中「検察官」とあるのは「保護観察所の職員」と、「執行を囑託するものとする」とあるのは「執行をさせるものとする」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第三十四条第六項の規定は、第一項の命令について準用する。</p> <p>(入院等の決定)</p> <p>第六十一条 裁判所は、第五十九条第一項又は第二項の規定による申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境（次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条第一項後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見）を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。</p>	<p>三十四条第一項前段の命令、同条第三項ただし書の決定、前条第二項の命令及び同条第三項の決定」とあるのは「法第六十条第一項前段の命令、同条第三項ただし書の決定、第八十五条第一項において準用する前条第二項の命令及び第八十五条第一項において準用する前条第三項の決定」と、同条第二項及び第三項中「法第三十四条第三項ただし書」とあるのは「法第六十条第三項ただし書」と、同項中「法第三十四条第一項前段」とあるのは「法第六十条第一項前段」と、第五十三条第一項中「法第三十四条第二項本文」とあるのは「法第六十条第二項本文」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法第三十四条第四項及び第五項の規定は、前項において準用する第五十一条第二項の命令及び前項において準用する第五十一条第三項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の決定について準用する。この場合において、法第三十四条第四項中「検察官」とあるのは「保護観察所の職員」と、「執行を囑託するものとする」とあるのは「執行をさせるものとする」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第六十条第一項前段の命令、第一項において準用する第五十一条第二項の命令又は第一項において準用する第五十一条第三項の決定は、裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本又は対象者の氏名及び年齢、裁判の主文及び年月日、裁判所並びに裁判官及び精神保健審判員（精神保健審判員にあつては、法第十一条第一項の合議体が裁判をした場合に限る。）の氏名を記載した書面を保護観察所の長に送付してその執行をさせなければならない。</p> <p>4 前項に規定する命令又は決定を執行したときは執行の場所及び年月日時を記載した書面を、執行することができなかつたときはその事由を記載した書面を、当該命令又は決定をした裁判官又は裁判所に提出しなければならない。</p> <p>(入院等の決定・法第六十一条)</p> <p>第八十六条 第六十条の規定は、法第六十条第一項前段の命令又は法第六十二条第二項前段の決定により入院している対象者に対し、法第六十一条第一項及び第二項の決定をした場合について準用する。</p> <p>2 第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十六条の規定は法第六十一条第一項第一号の決定について、第六十三条第二項から第四項までの規定は法第六十一条第一項第二号及び第三項の決定について、第六十四条第一項の規定は法</p>	
--	---	--

<p>一 <u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合</u> 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定</p> <p>二 前号の場合を除き、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合</u> 申立てを棄却する旨の決定</p> <p>三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定</p> <p>2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。</p> <p>3 裁判所は、第一項二号の決定をする場合において、第四十二条第一項二号又は第五十一条第一項二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができる。第五十六条第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>4 第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項第一号の決定を受けた者について準用する。</p> <p>5 第四十五条第一項から第五項までの規定は、第一項第一号の決定の執行について準用する。</p> <p>6 第二十八条第一項及び第四項から第六項までの規定は、前項において準用する第四十五条第四項及び第五項に規定する同行状の執行について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「保護観察所の職員にこれを執行させることができる」と読み替えるものとする。</p> <p>(対象者の鑑定)</p> <p>第六十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否か</u>について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 裁判所は、第六十条第一項前段の命令が発せら</p>	<p>第六十一条第一項各号及び第三項の決定について、第六十四条第二項の規定は法第六十一条第一項各号の決定について、それぞれ準用する。</p> <p>3 第六十五条の規定は、法第六十一条第四項において準用する法第四十三条第三項の規定により指定入院医療機関を定める場合について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第三十七条第一項」とあるのは、「法第六十二条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第六十七条の規定は法第六十一条第五項において準用する法第四十五条第三項の呼出状について、第三十二条第一項後段、第二項、第三項、第四項前段及び第五項並びに第六十八条第一項の規定は法第六十一条第五項において準用する法第四十五条第四項及び第五項の同行状について、それぞれ準用する。この場合において、第六十七条第一項及び第六十八条第一項中「法第四十二条第一項第一号」とあるのは、「法第六十一条第一項第一号」と読み替えるものとする。</p> <p>(鑑定入院決定・法第六十二条)</p> <p>第八十七条 第五十一条第一項及び第三項、第五十二条、第五十三条並びに第五十五条の規定は、法第六十二条第二項前段の決定について準用する。この場合において、第五十二条第一項中「法第三十四条第一項前段の命令、同条第三項ただし書の決定、前条第二項の命令及び同条第三項の決定」とあるのは「法第六十二条第二項前段の決定、同項後段において準用する法第六十条第三項ただし書の決定及び第八十七条第一項において準用する前条第三項の決定」と、同条第二項及び第三項中「法第三十四条第三項ただし書」とあるの</p>	<p>一 <u>入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがある</u>と認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定</p> <p>二 前号の場合を除き、<u>継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがある</u>と認める場合 申立てを棄却する旨の決定</p> <p>(対象者の鑑定)</p> <p>第六十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び<u>継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無</u>について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学</p>
---	---	--

<p>れていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。第六十条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>(準用) 第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。</p> <p>第六節 抗告</p> <p>(抗告) 第六十四条 検察官は第四十条第一項又は第四十二条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一条第一項又は第二項の決定に対し、保護観察所の長は第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項から第三項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができる。</p> <p>2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二条第一項、第五十一条第一項若しくは第二項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。</p> <p>3 第四十一条第一項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十条第一項又は第四十二条第一項の決定に対する抗告があったときは、抗告裁判所の判断を受ける。</p>	<p>は「法第六十二条第二項後段において準用する法第六十条第三項ただし書」と、同項中「法第三十四条第一項前段の命令」とあるのは「法第六十二条第二項前段の決定」と、第五十三条第一項中「法第三十四条第二項本文」とあるのは「法第六十二条第二項後段において準用する法第六十条第二項本文」と、同条第三項から第六項までの規定中「裁判官」とあるのは「法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第八十五条第三項及び第四項の規定は、法第六十二条第二項前段の決定及び前項において準用する第五十一条第三項の決定の執行について準用する。</p> <p>(保護観察所による生活環境の調査・法第六十三条) 第八十八条 第五十八条の規定は、法第六十三条において準用する法第三十八条の規定による調査及び報告について準用する。</p> <p>第六節 抗告</p> <p>(抗告申立ての方式・法第六十四条) 第八十九条 抗告をするには、申立書(以下「抗告申立書」という。)を原裁判所に提出しなければならない。</p> <p>2 抗告申立書には、抗告の趣意を簡潔に明示しなければならない。</p> <p>(入院している対象者の抗告申立て等・法第六十四条) 第九十条 法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している対象者は、指定入院医療機関の管理者又はその代理者を經由して抗告申立書を提出することができる。この場合において、抗告の提起期間内に抗告申立書を指定入院医療機関の管理者又はその代理者に提出したときは、抗告の提起期間内に抗告をしたものとみなす。</p> <p>2 指定入院医療機関の管理者又はその代理者は、前項に規定する対象者から抗告申立書が提出されたときは、これを受領しなければならない。</p> <p>3 抗告申立書を受領した指定入院医療機関の管理者又はその代理者は、速やかに、原裁判所に対し、当該抗告申立書を送付し、かつ、これを受領した年月日を通知しなければならない。</p>	<p>識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。</p>
---	---	---

<p>(抗告の取下げ)</p> <p>第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。</p> <p>(抗告裁判所の調査の範囲)</p> <p>第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。</p> <p>2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。</p> <p>(必要的付添人)</p> <p>第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の決定に対して抗告があった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあったものであることが明らかとなるときは、この限りでない。</p>	<p>(抗告申立書の送付・法第六十四条)</p> <p>第九十一条 原裁判所は、抗告申立書を受け取ったときは、速やかに、当該抗告申立書を記録と共に抗告裁判所に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、原裁判所は、抗告申立書に対する意見を付することができる。</p> <p>(証拠物の送付・法第六十四条)</p> <p>第九十二条 原裁判所は、必要があると認めるときは、証拠物を抗告裁判所に送付しなければならない。</p> <p>2 抗告裁判所は、原裁判所に証拠物の送付を求めることができる。</p> <p>(抗告の通知・法第六十四条)</p> <p>第九十三条 裁判所は、検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長から抗告があったときは対象者及び付添人(付添人がない場合にあつては保護者)に対し、対象者、保護者又は付添人から抗告があったときは検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(抗告取下げの方式・法第六十五条)</p> <p>第九十四条 抗告の取下げは、書面を抗告裁判所に提出してしなければならない。</p> <p>2 記録を抗告裁判所に送付する前に抗告の取下げをする場合には、前項の書面を原裁判所に提出することができる。</p> <p>3 第九十条第一項前段、第二項及び第三項並びに前条の規定は、抗告の取下げについて準用する。この場合において、第九十条第一項前段、第二項及び第三項中「抗告申立書」とあるのは、「第九十四条第一項の書面」と読み替えるものとする。</p> <p>(必要的付添人・法第六十七条)</p> <p>第九十五条 第五十六条第一項及び第二項の規定は、法第六十七条の規定により抗告裁判所が付添人を付さなければならない場合について準用する。この場合において、第五十六条第二項中「法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官」とあるのは、「裁判長」と読み替えるものとする。</p>	
--	---	--

<p>(抗告審の裁判)</p> <p>第六十八条 抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。</p> <p>2 抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。ただし、第四十条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。</p> <p>(執行の停止)</p> <p>第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。</p> <p>(再抗告)</p> <p>第七十条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八条の決定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任</p>	<p>(抗告審の裁判の通知)</p> <p>第九十六条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。</p> <p>一 対象者が法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定(以下この条及び第百条において「入院決定」という。)により入院している場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法第六十八条第二項の規定により入院決定を取り消したとき。</p> <p>ロ 法第六十九条ただし書の規定により入院決定の執行を停止したとき。</p> <p>二 入院決定により入院していた対象者が法第六十九条ただし書の規定により当該入院決定の執行を停止されている場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法第六十八条の決定があったとき。</p> <p>ロ イに掲げる場合を除き、入院決定が確定したとき。</p> <p>(差戻し又は移送後の審判・法第六十八条)</p> <p>第九十七条 抗告裁判所から法第六十八条第二項本文の規定による差戻し又は移送を受けた事件については、更に審判をしなければならない。</p> <p>(執行停止の決定をする裁判所・法第六十九条)</p> <p>第九十八条 抗告中の事件について原決定の執行を停止する決定は、記録が抗告裁判所に到達する前は原裁判所が、到達した後は抗告裁判所がするものとする。</p> <p>(再抗告に関する手續・法第七十条)</p> <p>第九十九条 第八十九条から第九十三条までの規定は、法第七十条第一項の抗告について準用する。この場合において、第八十九条から第九十一条までの規定中「抗告申立書」とあるのは、「再抗告申立書」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第九十条第一項前段、第二項及び第三項、第九十三条並びに第九十四条第一項及び第二項の規定は、法第七十条第一項の抗告の取下げについ</p>	
---	--	--

<p>者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。</p> <p>2 第六十五条から第六十七条まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手続について準用する。</p> <p>(再抗告審の裁判)</p> <p>第七十一条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。</p> <p>2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。</p>	<p>て準用する。この場合において、第九十条第一項前段、第二項及び第三項中「抗告申立書」とあるのは、「第九十九条第二項において準用する第九十四条第一項の書面」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第五十六条第一項及び第二項の規定は、法第七十条第二項において準用する法第六十七条の規定により最高裁判所が付添人を付さなければならない場合について準用する。この場合において、第五十六条第二項中「法第十一条第一項の合議体の構成員である裁判官」とあるのは、「裁判長」と読み替えるものとする。</p> <p>(再抗告審の裁判の通知等)</p> <p>第一百条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。</p> <p>一 対象者が入院決定により入院している場合（次号に規定する場合を除く。）において、当該入院決定を法第七十一条第二項の規定により取り消したとき。</p> <p>二 入院決定（執行されたものに限る。）を法第六十八条第二項の規定により取り消す決定（以下この号において「入院取消決定」という。）があった場合において、次のイからニまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法第七十一条第二項の規定により入院取消決定を取り消したとき。</p> <p>ロ 法第七十条第二項において準用する法第六十九条ただし書の規定により入院取消決定の執行を停止したとき。</p> <p>ハ 法第七十条第二項において準用する法第六十九条ただし書の規定により入院取消決定の執行が停止されている場合において、法第七十一条第一項の決定があったとき。</p> <p>ニ ハに掲げる場合を除き、法第七十条第二項において準用する法第六十九条ただし書の規定により入院取消決定の執行が停止されている場合において、当該入院取消決定が確定したとき。</p> <p>(差し戻し又は移送後の審判・法第七十一条)</p> <p>第一百一条 第九十七条の規定は、法第七十一条第二項の規定により地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送した事件について準用する。</p>	
--	---	--

<p>(裁判官の処分に対する不服申立て)</p> <p>第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。</p> <p>2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要がないことを理由として</u>することができない。</p> <p>3 第一項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。</p> <p>(裁判所の処分に対する異議)</p> <p>第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>第七節 雑則</p> <p>(申立ての取下げ)</p> <p>第七十四条 <u>第五十条、第五十五条並びに第五十九条</u>第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。</p> <p>2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。</p>	<p>2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は<u>継続的な医療を行わなくても心神喪失若しくは心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがないことを理由として</u>することができない。</p> <p>第七節 雑則</p> <p>(申立ての取下げの方式等・法第七十四条)</p> <p>第二百条 法第七十四条の規定による申立ての取下げは、書面を提出してしなければならない。</p> <p>2 裁判所は、法第三十三条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の申立ての取下げがあったときは対象者及び付添人(付添人がない場合にあっては保護者)に対し、法第五十条の申立ての取下げがあったときは指定入院医療機関の管理者に対し、法第五十五条の申立ての取下げがあったときは保護観察所の長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>(申立ての取下げ)</p> <p>第七十四条 <u>第五十条第一項、第五十五条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項</u>の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。</p>
--	---	--

(警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一条第五項において準用する場合を含む。)の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を囑託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第二十九条第二項の囑託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第二十四条第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられているときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分の調整)

第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であって相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

2 裁判所は、対象者について、二以上の第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定があった場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもって、これらの決定のうちのいずれかを取り消すことができる。

(証人等の費用)

第七十七条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給す

(競合する処分の調整の調整の調整の手続・法第七十六条)

第百三条 法第七十六条の規定による決定に関する手続は、その性質に反しない限り、処遇事件の例による。

<p>る費用とみなして、第一項の規定を適用する。</p> <p>4 第三十条第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第七十八条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十条第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号) 第二百八条の規定を準用する。</p> <p>(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)</p> <p>第七十九条 地方裁判所は、第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。</p> <p>(最高裁判所規則)</p> <p>第八十条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p> <p>第三章 医療</p> <p>第一節 医療の実施</p> <p>(医療の実施)</p> <p>第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために<u>必要な医療を行わなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 医学的処置及びその他の治療 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 六 移送 <p>3 第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。</p>		<p>(医療の実施)</p> <p>第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、<u>必要な医療を行わなければならない。</u></p>
---	--	---

(指定医療機関の義務)

第八十二条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、前条第一項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第八十三条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第八十四条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十二年法律第二百二十九号）第十六条第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第八十七条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、[行政不服審査法](#)（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前

<p>項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>第二節 精神保健指定医の必置等</p> <p>(精神保健指定医の必置)</p> <p>第八十六条 指定医療機関（病院又は診療所に限る。次条において同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。</p> <p>(精神保健指定医の職務)</p> <p>第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第百条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判定、同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見ることが適当かどうかの判定、第百十条第一項第一号の規定によりこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二号の規定により入院をさせてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。</p> <p>2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第九十六条第四項の規定による診察並びに第九十七条第一項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。</p> <p>(診療録の記載義務)</p> <p>第八十八条 精神保健指定医は、前条第一項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。</p> <p>第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置</p> <p>(指定医療機関への入院等)</p> <p>第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床（病院の一部について第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあつては、その指定に係る病床）に既に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第四十二条第一項第一号</p>		<p>(精神保健指定医の職務)</p> <p>第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続して医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第百条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判定、同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見ることが適当かどうかの判定、第百十条第一項第一号の規定により継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二号の規定により入院をさせて医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。</p>
--	--	--

又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

第四節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認

める場合でなければ行うことができない。

第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保障審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした

者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保障審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第九十八条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第

<p>一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めるとき、第九十三条第一項の基準に適合していないと認めるときその他第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。</p> <p>(無断退去者に対する措置)</p> <p>第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連れ戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連れ戻しについて必要な援助を求めることができる。</p> <p>3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日 二 退去の年月日及び時刻 三 症状の概要 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項 五 入院年月日 六 退去者が行った対象行為の内容 七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名 <p>4 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。</p> <p>5 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する</p>	<p>第三章 連戻状</p> <p>(連戻状の請求等・法第九十九条)</p> <p>第四百四条 法第九十九条第六項の規定による連戻状の請求は、書面で行なければならない。</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 退去者の氏名、年齢及び住居又は現在地(住居及び現在地が明らかでないときは、その旨) 二 連れ戻すべき事由 三 連れ戻すべき指定入院医療機関の名称及び所在地 四 請求者の氏名 五 三十日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及びその理由 六 連戻状を数通必要とするときは、その旨及びその理由 七 同一事由により退去者に対し前に連戻状の請求又はその発付があったときは、その旨 <p>3 第一項の請求をするには、連れ戻すべき事由があることを認めるに足りる資料を提供しなければならない。</p> <p>4 第一項の請求を受けた裁判官は、必要があると認めるときは、当該請求をした指定入院医療機関の管理者若しくはその指定入院医療機関の職員の出頭を求めてその陳述を聴き、又はこれらの者に対し書類その他の物の提示を求めることができる。</p> <p>(連戻状の記載要件等・法第九十九条)</p> <p>第四百五条 法第九十九条第五項の連戻状には、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 退去者の氏名、年齢及び住居又は現在地(住居及び現在地が明らかでないときは、その 	
---	---	--

<p>者が無断で退去した時（第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時）から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。</p> <p>6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。</p> <p>7 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十四条第六項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>8 前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p> <p> </p> <p>(外出等)</p> <p>第百条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。</p> <p>一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見るのが適当であると認める場合</p> <p>二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。</p> <p>2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号</p>	<p>旨)</p> <p>二 連れ戻すべき事由</p> <p>三 連れ戻すべき指定入院医療機関の名称及び所在地</p> <p>四 請求者の氏名</p> <p>五 有効期間</p> <p>六 有効期間経過後は、連戻しに着手することができず、連戻状は返還しなければならない旨</p> <p>七 発付の年月日</p> <p>2 前項の連戻状の有効期間は、発付の日から三十日とする。ただし、当該連戻状の請求を受けた裁判官は、相当と認めるときは、三十日を超える期間を定めることができる。</p> <p>3 第三十二条第二項の規定は第一項の連戻状について、同条第三項の規定は第一項の連戻状による連戻しについて、それぞれ準用する。</p> <p>4 裁判官は、前条第一項の請求を却下する場合には、同項の書面にその旨を記載し、記名押印した上、これを請求者に交付しなければならない。</p> <p>5 裁判官は、第一項の連戻状を発したときは、速やかに、前条第一項の書面を請求者に返還しなければならない。</p> <p> </p> <p>(準用・法第九十九条)</p> <p>第百六条 刑事訴訟規則第五十八条から第六十一条まで、第二百九十六条及び第二百九十八条第一項の規定は、法第九十九条第五項の連戻状に関する手続について準用する。</p>	
---	--	--

又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第一百条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五節 雑則

(国の負担)

<p>第百二条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第百三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</p> <p>第四章 地域社会における処遇</p> <p>第一節 処遇の実施計画</p> <p>(処遇の実施計画)</p> <p>第百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。</p> <p>2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、<u>社会復帰調整官</u>が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。</p> <p>3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。</p> <p>(処遇の実施)</p> <p>第百五条 前条第一項に掲げる決定があった場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。</p> <p>第二節 精神保健観察</p> <p>(精神保健観察)</p>		<p>2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、<u>精神保健観察官</u>が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。</p>
--	--	--

第百六条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第百七条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第

<p>二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>第四節 報告等</p> <p>(保護観察所の長に対する通知等)</p> <p>第一百条 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>一 <u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めることができなくなったとき。</u></p> <p>二 <u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めるに至ったとき。</u></p> <p>2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、<u>対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。</u></p>		<p>一 <u>継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなったとき。</u></p> <p>二 <u>入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至ったとき。</u></p> <p>2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して<u>継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。</u></p>
--	--	---

第百十一条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反する事実又は第百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第五節 雑則

（保護観察所の長による緊急の保護）

第百十二条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

（人材の確保等）

第百十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第五章 雑則

（刑事事件に関する手続等との関係）

第百十四条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分の実行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第四十三条第一項（第六十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身

<p>体を拘束されている間は、適用しない。</p> <p>(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)</p> <p>第一百五十五条 この法律の規定は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。</p> <p>第一百六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第一百七十七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者</p> <p>二 指定医療機関の管理者若しくは社会保障審議会の委員又はこれらの職にあった者</p> <p>三 第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師</p> <p>2 精神保健指定医又は精神保健指定医であった者が、第八十七条に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。</p> <p>3 指定医療機関の職員又はその職にあった者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。</p> <p>第一百八条 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした</p>		
--	--	--

<p>者</p> <p>二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第二百十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。</p> <p>第二百十一条 第八十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条及び第十五条の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第七条の規定は公布の日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>第二条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減輕をする旨の裁判が確定した者についても、適用する。</p> <p><u>(精神医療等の水準の向上)</u></p> <p>第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、<u>指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。</u></p> <p>2 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関しても、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神病床の人</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この規則は、法の施行の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、法第六条、第七条及び第十五条の規定の施行の日から施行する。 (裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則の一部改正)</p> <p>第二条 裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則(昭和二十七年最高裁判所規則第二十五号)の一部を次のように改正する。 本則中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。 七 精神保健審判員 八 精神保健参与員 (政治資金規正法第二十二條の九第一項第二号の非常勤職員の範囲を定める規則の一部改正)</p> <p>第三条 政治資金規正法第二十二條の九第一項第二号の非常勤職員の範囲を定める規則(平成四年最高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。 本則中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。 六 精神保健審判員 七 精神保健参与員</p>	
--	---	--

員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

3 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず、精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の充実等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。

(検討等)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

(検察官の通報)

第二十五条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。）が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者（同法第二条第三項に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四十四条第一項において同じ。）について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第五項に規定する指定入院医療機関に入院していないも

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

のがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第三十二条第六項中「できる者」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」を加える。

第四十四条を次のように改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第四十四条 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項」に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条を削る。

第四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

<p>(法務省設置法の一部改正)</p> <p>第八条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第十八号の次に次の一号を加える。</p> <p>十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第二十四条第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。</p> <p>(厚生労働省設置法の一部改正)</p> <p>第九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第一項第四号中「(昭和二十五年法律第二百二十三号)」の下に「、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)」を加える。</p>		<p>第五条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(厚生労働省設置法の一部改正)</p> <p>第六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。</p>
---	--	--